

# 社会福祉法人純心聖母会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人純心聖母会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号の掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、月平均17日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務遂行の対価として支払われるものである。

## (常勤役員等の報酬)

第3条 常勤役員等に対する報酬は、別表1に定める額とする。

2 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は支給しない。

## (非常勤役員等の報酬)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等は、別表2に定める額とする。

2 会議への出席に合わせて法人及び施設業務を行うなど、同日に行った業務は一日の業務として取り扱う。

## (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日（但し、その日が金融機関の休日に当たるときはその前日）とし、現金又は口座振込により支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、会議等に出席した都度、支給する。  
3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費、宿泊費等の実費を支給することができる。但し、他から当該出張に対し出張旅費に相当する費用の支給を受ける者には支給しない。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新に常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 4 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、最終金額を四捨五入する。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

	報酬の額
理事長	月額 80,000円
施設職員を兼ね職員給与が支給されている理事	無報酬

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円

(2) 理事

	報酬の額
理事会への出席、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円

(3) 監事

	報酬の額
監事監査への出席	日額 30,000円
会議への出席、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円